

利率変動型積立保険普通保険約款

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

別表3 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害死亡給付金の支払い	(1) 災害死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 災害死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 災害死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表 3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表 2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付逡減定期保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

- 眼の障害（視力障害）
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きよう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 耳の障害（聴力障害）
 - 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
- 脊柱の障害
 - 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- 上・下肢の障害
 - 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
15回	13.5340

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
10回	9.3833

例表 2

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乘じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
15回	13.5340
14回	12.7308
13回	11.9143
12回	11.0844
11回	10.2408
10回	9.3833
9回	8.5116
8回	7.6256

年金の支払残存回数	年金額に乘する率
7回	6.7249
6回	5.8093
5回	4.8787
4回	3.9327
3回	2.9711
2回	1.9936
1回	1.0000

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表 3

返戻金額例表 (第1回年金額1万円につき) 確定年金 (年金支払開始日以後)

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
15回	135,340
14回	127,308
13回	119,143
12回	110,844
11回	102,408
10回	93,833
9回	85,116
8回	76,256

年金の支払残存回数	返戻金額
7回	67,249
6回	58,093
5回	48,787
4回	39,327
3回	29,711
2回	19,936
1回	10,000

(注) 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表により求めた金額より若干割り引いた額になります。

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表3 年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類 第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3. 生存祝金の支払い	(1) 生存祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 生存祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 生存祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 年金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
40回	29.8789
39回	29.3454
38回	28.8031
37回	28.2518
36回	27.6915
35回	27.1219
34回	26.5429
33回	25.9543
32回	25.3561
31回	24.7480
30回	24.1298
29回	23.5014
28回	22.8627
27回	22.2135
26回	21.5535
25回	20.8826
24回	20.2007
23回	19.5075

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
22回	18.8029
21回	18.0866
20回	17.3585
19回	16.6185
18回	15.8662
17回	15.1014
16回	14.3241
15回	13.5340
14回	12.7308
13回	11.9143
12回	11.0844
11回	10.2408
10回	9.3833
9回	8.5116
8回	7.6256
7回	6.7249
6回	5.8093
5回	4.8787

例表 2

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乘じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
40回	29.8789
39回	29.3454
38回	28.8031
37回	28.2518
36回	27.6915
35回	27.1219
34回	26.5429
33回	25.9543
32回	25.3561
31回	24.7480
30回	24.1298
29回	23.5014
28回	22.8627
27回	22.2135
26回	21.5535
25回	20.8826
24回	20.2007
23回	19.5075
22回	18.8029
21回	18.0866

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
20回	17.3585
19回	16.6185
18回	15.8662
17回	15.1014
16回	14.3241
15回	13.5340
14回	12.7308
13回	11.9143
12回	11.0844
11回	10.2408
10回	9.3833
9回	8.5116
8回	7.6256
7回	6.7249
6回	5.8093
5回	4.8787
4回	3.9327
3回	2.9711
2回	1.9936
1回	1.0000

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

返戻金額例表（第 1 回年金額 1 万円につき）
確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
40回	298,789
39回	293,454
38回	288,031
37回	282,518
36回	276,915
35回	271,219
34回	265,429
33回	259,543
32回	253,561
31回	247,480
30回	241,298
29回	235,014
28回	228,627
27回	222,135
26回	215,535
25回	208,826
24回	202,007
23回	195,075
22回	188,029
21回	180,866

年金の支払残存回数	返戻金額
20回	173,585
19回	166,185
18回	158,662
17回	151,014
16回	143,241
15回	135,340
14回	127,308
13回	119,143
12回	110,844
11回	102,408
10回	93,833
9回	85,116
8回	76,256
7回	67,249
6回	58,093
5回	48,787
4回	39,327
3回	29,711
2回	19,936
1回	10,000

5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

- 眼の障害（視力障害）
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- 耳の障害（聴力障害）
 - 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
- 脊柱の障害
 - 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- 上・下肢の障害
 - 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2)「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949

分類項目	基本分類表番号
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護終身年金保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関

節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特定要介護状態

特定要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
- (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態

(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表 3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（2.に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見

による診断確定も認めることがあります。)

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、傷害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
イ. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
ウ. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表4 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	第1回介護年金および第6回介護年金の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券（第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③-ア. に定める新たな第1回介護年金または第6回介護年金の場合は年金証書） (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類（第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③-ア. に定める新たな第1回介護年金または第6回介護年金の場合を除く。） 第2回以後の介護年金（第6回介護年金を除く。）の場合 (1) 介護年金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券（介護年金支払期間中は年金証書） (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第8条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	

5年ごと利差配当付介護一時金保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関

節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 特定要介護状態および軽度要介護状態

1. 特定要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
 - (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で3項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
 - (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること
2. 軽度要介護状態とは次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。
 - (1) 機能障害により次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること
 - (2) 次の①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ表3に定める問題行動が1項目以上みられること
 - ② 表2に定める項目について、全面的介助状態または部分的介助状態に1項目以上該当すること

表1

項 目	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等何かにつかまらなければ1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
歩行 (歩幅や速度を問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。	

表2

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
1. 入浴	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 ② 洗身（浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと）をすべて介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 一般家庭用浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 ② 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
2. 排せつ	次のいずれかに該当する。 ① おむつ等を使用している。 ② 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわるすべての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する。 ① 排せつ後、自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 ② 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器まわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。

項 目	全面的介助状態	部分的介助状態
3. 身の回り	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を自分では全くできない。 ② 洗顔を自分では全くできない。 ③ 整髪を自分では全くできない。 ④ つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 ② 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する等の介助が必要である。 ③ 整髪を行う際に、介護者がくしやブラシを用意する等の介助が必要である。 ④ つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
4. 衣類着脱	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしを自分では全くできない。 ② 上衣の着脱を自分では全くできない。 ③ ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。 ④ 靴下の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する。 ① ボタンのかけはずしの一部は自分でできるが、何らかの介助が必要である。 ② 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ③ ズボン、パンツ等の着脱の途中までは自分でできるが、最後に介護者が上まで上げる等の介助が必要である。 ④ 靴下の着脱の一部は自分でできるが、介護者が靴下を丸める、つま先だけはかせる等の介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯によって状況が異なるときは、より頻回にみられる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表3

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。
(4) 作り話を周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。
(9) しつこく同じ話をしたり、周囲に不快な音をたてることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声を出すことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。
(14) 外出すると自室や自宅に戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目が離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断で持ってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿を撒き散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

注

1. 機能障害

傷害、疾病その他の事由（2.に規定する「器質性認知症」を除きます。）により、身体機能が一部または全般にわたり低下し、かつ日常生活に支障が生じることをいいます。

2. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって画像所見を含めて診断確定された場合をいいます。（画像所見が得られない場合には、他の所見

による診断確定も認めることがあります。)

① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) (1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重 なったもの	F 05.1

平成6年10月12日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病があるときは、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、傷害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア. 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

イ. 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

ウ. 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表4 保険金・見舞金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護保険金の支払い	(1) 介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 介護見舞金の支払い	(1) 介護見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 介護見舞金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 介護見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金・見舞金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）	

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表1★）をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注） 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いします。

^A：昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

第4条 補足説明

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 ③ 上記①および②のうち、脳に対する定位放射線照射または脳に対する粒子線照射による診療行為 (注) 本条の2. -(4)-②および本条の2. -(4)-③の規定により、「放射線照射*8」、「温熱療法」または「脳に対する定位放射線照射および脳に対する粒子線照射」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。	放射線治療1回につき、 （入院給付金日額） × 20 放射線治療1回につき、上記の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	入院給付金受取人
特定検査給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす特定検査を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする特定検査 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする特定検査 (3) 病院または診療所（別表3★）における特定検査 (4) 別表12★に定める特定検査 (注) 別表12★の規定により、60日に1回の給付を限度とします。	特定検査1回につき、 （入院給付金日額） × 5	
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

第4条 補足説明

*7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*8 放射線照射

放射線治療給付金の支払事由の(4)-③に該当する放射線治療を除きます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき		保険契約者
	「健康祝金判定期間」 (1) 保険期間*9中の契約成立日*10（第3条）の5年ごとの応当日*11の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*9中の最終の5年ごとと応当日*11から保険期間*9満了の時点までの期間*12 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(入院給付金日額) × 5	

2. 給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱いします。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 入院給付金等*13の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*13がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*13を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院については、責任開始の時*1以後の原因によるものとみなします。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金、放射線治療給付金、特定検査給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*15を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱いします。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。

第4条 補足説明

* 9 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 10 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱いします。

- (1) 保険契約が更新（第27条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第28条）されたときは、変更日とします。

* 11 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 12 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時点までの期間

保険期間*9が5年未満の場合には、契約成立日*10から保険期間*9満了の時点までの期間とします。

* 13 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金
- (5) 特定検査給付金

* 14 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 15 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱いします。

項 目	内 容
④ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁵ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害* ² または疾病* ³ により継続して入院したものとみなします。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じたとき	
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第29条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 手術給付金および特定検査給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により手術または特定検査を受けたとき	責任開始の日* ¹⁴ からその日を含めて2年を経過した後を受けた手術または特定検査については、責任開始の時* ¹ 以後の原因によるものとみなします。

項 目	内 容
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金または特定検査給付金の支払事由に該当する手術*16または特定検査を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*16または特定検査についてのみ手術給付金または特定検査給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*16または特定検査の種類に応じた手術給付金または特定検査給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*17に該当するとき	ア. 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*17を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*17を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ. にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第29条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に受けた放射線治療については、責任開始の時*1以後の原因によるものとみなします。
② 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療*18を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第4条 補足説明

* 16 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

* 17 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(3)－③において「一連の手術」といいます。

* 18 放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療

放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

(5) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(6) 健康祝金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁵ を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－③または④により、入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③ 健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア. 入院給付金* ¹⁹ の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ. 入院給付金* ¹⁹ の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

第4条 補足説明

* 19 入院給付金

同時に支払われる他の給付金を含みます。

★別表1 (P.163参照)、別表2 (P.163参照)、別表3 (P.164参照)、別表4 (P.164参照)、別表5 (P.164参照)、別表6 (P.164参照)、別表7 (P.164参照)、別表8 (P.164参照)、別表9 (P.165参照)、別表10 (P.165参照)、別表12 (P.166参照)

別表1 入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院

入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 美容整形のための入院
(2) 正常分娩のための入院
(3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 |
|--|

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院初期重点給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義

手術名	手術の定義
開頭脳手術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、経鼻的下垂体腫瘍摘出術および経耳的聴神経腫瘍摘出術は、開頭脳手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸心臓手術	心臓または大動脈（冠動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈を含みます。）に対する治療を直接の目的とした開胸（開心を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、開胸心臓マッサージおよび開胸心臓ドレナージは、開胸心臓手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表11）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表11）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
- (2) 検査（エックス線診断など）
- (3) 血液照射
- (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
- (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注）

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表12 特定検査給付金の支払対象となる特定検査

特定検査給付金の支払対象となる「特定検査」とは、治療を直接の目的として行われる次の検査をいいます。ただし、すでに特定検査給付金の支払事由に該当しているときは、特定検査給付金が支払われることとなった最終の検査日からその日を含めて60日経過後に受けた特定検査であることを必要とします。

- (1) 脳動脈（内頸動脈、椎骨動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (2) 心臓（冠動脈、肺動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (3) 腹腔鏡検査
- (4) 胸腔鏡検査
- (5) 縦隔鏡検査

別表13 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
4. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 特定検査給付金の支払い	(1) 特定検査給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による特定検査を受けた病院または診療所の医師の検査証明書 (3) 特定検査給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 特定検査給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 健康祝金の支払い	(1) 健康祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
8. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 7. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表14 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表15 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

別表16 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2. 鼻（副鼻腔を含む。）
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支
8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9. 肝臓・胆嚢・胆管
10. 脾臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20. 頸椎部（当該神経を含む。）
21. 胸椎部（当該神経を含む。）
22. 腰椎部（当該神経を含む。）
23. 右上肢（右肩関節部を含む。）
24. 左上肢（左肩関節部を含む。）
25. 右下肢（右股関節部を含む。）
26. 左下肢（左股関節部を含む。）
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道

5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）普通保険約款

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 手術給付倍率表

がん手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～7を指します。なお、次の(1)から(4)などは、がん手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 吸引、穿刺などの処置 |
| (2) 神経ブロック |
| (3) 人間ドックなどの検査 |
| (4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髓生検術は、がん手術給付金の支払対象となる手術に該当します。） |

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術を除く。）	40
2.	悪性新生物根治のための脳に対する定位放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	40
3.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
4.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、5. とあわせて施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
5.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ未満の照射で、4. とあわせて施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
6.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
7.	その他の悪性新生物手術	20

備考

悪性新生物根治手術

悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表4 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. がん手術給付金の支払い	(1) がん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん退院給付金の支払い	(1) がん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) がん退院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 無事故給付金の支払い	(1) 無事故給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 無事故給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 無事故給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表6）であることを証明する書類 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 4. および6. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表5 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	